

神河町地域産木材のゆりかご事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもの出生を祝福するとともに子育て家庭を応援し、地域産木材の地域内活用による森林資源の循環を図ることを目的とし、その事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 出生した子どもの健やかな成長を願い、出生記念品として木製のベビーベッド及び積み木(以下「記念品」という。)を贈呈するものとする。

(対象者)

第3条 記念品を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該年度に出生した子どもを養育する保護者
- (2) 出生後も町内で養育する意思があること。

(贈呈数)

第4条 前条の規定にかかわらず、記念品の贈呈は、原則として同一世帯につき各1つ限りとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(記念品)

第5条 贈呈する記念品は、兵庫県産木材又は神河町産木材を使用し、神河町内に住所(所在地)を置く事業者が製作したものとする。

(申請)

第6条 記念品の贈呈を受けようとする者は、神河町地域産木材のゆりかご事業出生記念品申請書(別記様式)を提出するものとする。

(贈呈)

第7条 町長は、申請内容を確認し適当と認めたときは、対象者に対し記念品を贈呈するものとする。

(記念品の返還及び転売、譲渡の禁止)

第8条 対象者は、贈呈を受けた記念品の全部又は一部を、町長へ返還すること及び転売、譲渡を行うことはできないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)